

茨城県報 第 7 2 号

平成元年9月14日

木 曜 日

目 次

規 則

| | |
|---|----------|
| ●世帯更正資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (社会福祉課) | ページ 1 |
|---|----------|

告 示

| | |
|------------------------------------|---|
| ●換地処分の届出(2件)(農地管理課) | 3 |
| ●土地改良事業の認可(2件)(") | 4 |
| ●土地改良事業の適当決定(") | 4 |
| ●道路の区域決定(道路維持課) | 5 |
| ●道路の区域変更(") | 5 |
| ●道路の供用開始(") | 7 |
| ●土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更(都市計画課) | 8 |

公 告

| | |
|--|----|
| ●消防設備士指定講習会の実施(消防防災課) | 10 |
| ●県営土地改良事業計画(農地管理課) | 12 |
| ●基本測量の実施(用地課) | 12 |
| ●建築協定の認可(建築指導課) | 13 |
| ●開発行為の工事完了(") | 13 |
| ●宅地建物取引主任者資格試験の試験会場の追加(財団法人 不動産適正取引推進機構) | 13 |

規 則

茨城県規則第67号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(昭和36年茨城県規則第73号)の一部を次のように改正する。

別表(1) 更生資金の表中「910,000円」を「1,000,000円」に、「1,820,000円」を「2,000,000円」に、「75,000円」を「80,000円」に、「19,000円」を「20,000円」に、「300,000円」を「320,000円」

に改め、別表(2) 身体障害者更生資金の表中「910,000円」を「1,000,000円」に、「3,400,000円」を「3,600,000円」に、「75,000円」を「80,000円」に、「19,000円」を「20,000円」に、「450,000円」を「480,000円」に改め、別表(3) 生活資金の表中「54,000円」を「56,000円」に、「82,000円」を「85,000円」に改め、別表(4) 福祉資金の表中「210,000円」を「250,000円」に、「130,000円」を「190,000円」に、「500,000円」を「520,000円」に改め、別表(5) 住宅資金の表中「1,050,000円」を「1,100,000円」に、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改め、(6) 修学資金の表修学費の項中

「

「

国公立高等学校

| | |
|----------|-----------|
| 1, 2年 月額 | 10,000円以内 |
| 3年 月額 | 9,000円以内 |

私立高等学校

| | |
|----------|-----------|
| 1, 2年 月額 | 22,000円以内 |
| 3年 月額 | 21,000円以内 |

国公立高等専門学校

| | |
|----------|-----------|
| 1, 2年 月額 | 12,000円以内 |
| 3年 月額 | 11,000円以内 |
| 4, 5年 月額 | 22,000円以内 |

私立高等専門学校

| | |
|----------|-----------|
| 1, 2年 月額 | 23,000円以内 |
| 3年 月額 | 22,000円以内 |
| 4, 5年 月額 | 30,000円以内 |

国公立短期大学

| | |
|----------|-----------|
| 1, 2年 月額 | 26,000円以内 |
|----------|-----------|

私立短期大学

| | |
|----------|-----------|
| 1, 2年 月額 | 34,000円以内 |
|----------|-----------|

国公立大学

| | |
|----------|-----------|
| 1, 2年 月額 | 26,000円以内 |
| 3, 4年 月額 | 22,000円以内 |

私立大学

国公立高等学校

| | |
|----------|-----------|
| 1年 月額 | 11,000円以内 |
| 2, 3年 月額 | 10,000円以内 |

私立高等学校

| | |
|----------|-----------|
| 1年 月額 | 23,000円以内 |
| 2, 3年 月額 | 22,000円以内 |

国公立高等専門学校

| | |
|----------|-----------|
| 1年 月額 | 14,000円以内 |
| 2, 3年 月額 | 12,000円以内 |
| 4, 5年 月額 | 22,000円以内 |

私立高等専門学校

| | |
|----------|-----------|
| 1年 月額 | 25,000円以内 |
| 2, 3年 月額 | 23,000円以内 |
| 4, 5年 月額 | 30,000円以内 |

を

国公立短期大学

| | |
|-------|-----------|
| 1年 月額 | 29,000円以内 |
| 2年 月額 | 26,000円以内 |

私立短期大学

| | |
|-------|-----------|
| 1年 月額 | 37,000円以内 |
| 2年 月額 | 34,000円以内 |

国公立大学

| | |
|----------|-----------|
| 1年 月額 | 29,000円以内 |
| 2, 3年 月額 | 26,000円以内 |
| 4年 月額 | 22,000円以内 |

私立大学

| | | | |
|-------------|------------|-------------|------------|
| 1, 2年 月額 | 35,000 円以内 | 1 年 月額 | 38,000 円以内 |
| 3, 4年 月額 | 31,000 円以内 | 2, 3年 月額 | 35,000 円以内 |
| | | 4 年 月額 | 31,000 円以内 |
| 国公立専修学校高等課程 | | 国公立専修学校高等課程 | |
| 1, 2年 月額 | 10,000 円以内 | 1 年 月額 | 11,000 円以内 |
| 3 年 月額 | 9,000 円以内 | 2, 3年 月額 | 10,000 円以内 |
| 私立専修学校高等課程 | | 私立専修学校高等課程 | |
| 1, 2年 月額 | 22,000 円以内 | 1 年 月額 | 23,000 円以内 |
| 3 年 月額 | 21,000 円以内 | 2, 3年 月額 | 22,000 円以内 |
| 国公立専修学校専門課程 | | 国公立専修学校専門課程 | |
| 1, 2年 月額 | 26,000 円以内 | 1 年 月額 | 29,000 円以内 |
| | | 2 年 月額 | 26,000 円以内 |
| 私立専修学校専門課程 | | 私立専修学校専門課程 | |
| 1, 2年 月額 | 34,000 円以内 | 1 年 月額 | 37,000 円以内 |
| | | 2 年 月額 | 34,000 円以内 |

」

に改め、同表修学支度費の項中「35,000 円」を「37,000 円」に、「123,000 円」を「130,000 円」に、「47,000 円」を「50,000 円」に、「75,000 円」を「80,000 円」に改め、別表（7）療養資金の表中「200,000 円」を「250,000 円」に、「360,000 円」を「380,000 円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の世帯更正資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第1057号

平成元年8月31日付け農管指令第234号をもって認可した関本地区第2換地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男



茨城県告示第1058号

平成元年8月31日付け農管指令第244号をもって認可した関本地区第4換地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1059号

平成元年5月16日付けで田谷川土地改良区から認可申請のあった野田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年9月5日認可した。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1060号

平成元年5月16日付けで田谷川土地改良区から認可申請のあった舟原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年9月5日認可した。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1061号

岡堰土地改良区から平成元年6月13日付けで認可申請のあった小泉地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

小泉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成元年9月16日から平成元年10月11日まで

3 縦覧の場所
藤代町役場

茨城県告示第1062号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成元年9月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 整理番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 | 延 長 | 備 考 |
|------|-------|-------|---|--------------------------|---------------|-------|
| 57 | 県道 | 水戸茂木線 | 水戸市飯富町字稲荷戸5207 番地先から 水戸市飯富町字大井内2746 番1まで | メートル 最大33.0 最小21.0 | メートル 358.2 | 付替のため |

茨城県告示第1063号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成元年9月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路線名 | 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---------|------------------------------|------|----------------------------|---------------|-------------|
| 県道水戸茂木線 | 水戸市飯富町字大井内 2746番1地先から | 旧 | メートル 最大 17.0 最大 10.0 | メートル 133.8 | 改良工事による区域変更 |
| | 水戸市飯富町字大井内 2711番地先まで | 新 | 最大 29.0 最小 18.0 | 133.8 | |
| 県道大洗友部線 | 東茨城郡茨城町大字蕎麦原字山下 703番1地先から | 旧 | 最大 7.5 最小 5.5 | 400.0 | 同 上 |
| | 東茨城郡茨城町大字蕎麦原字神田 778番地先まで | 新 | 最大 27.0 最小 14.0 | 400.0 | |

| | | | | | |
|---------------|-------------------------------|---|---|--------------------|-------------|
| 県道 笠間常陸太田線 | 東茨城郡常北町大字下古内 192番1地先から | 旧 | 最大 21.0 最小 7.4 | 820.0 | 改良工事による区域変更 |
| | 東茨城郡常北町大字下古内 410番1地先まで | 新 | 最大 27.4 最小 13.0 | 820.0 | |
| 一般国道 一二三号 | 東茨城郡桂村大字赤沢 1111番1地先から | 旧 | 最大 14.0 最小 11.5 | 511.0 | 交安工事による区域変更 |
| | 東茨城郡桂村大字阿野沢 825番地先まで | 新 | 最大 17.0 最小 14.5 | 511.0 | |
| 一般国道 三五五号 | 西茨城郡岩間町大字下郷 191番地先から | 旧 | 最大 8.5 最小 8.5 | 226.5 | 同 上 |
| | 西茨城郡岩間町大字下郷 50番地先まで | 新 | 最大 11.3 最小 9.7 | 226.5 | |
| 県道 石岡常北線 | 東茨城郡美野里町大字納場 字南道添476番1地先から | 旧 | 最大 12.0 最小 5.0 | 1,617.0 | 改良工事による区域変更 |
| | 東茨城郡美野里町大字張星 字張星156番1地先まで | 新 | 最大 12.0 最小 5.0 最大 36.5 最小 12.0 | 1,617.0 1,640.0 | |
| 県道 長岡大洗線 | 東茨城郡茨城町大字下石崎 字石田386番1地先から | 旧 | 最大 5.5 最小 4.5 | 608.0 | 同 上 |
| | 東茨城郡茨城町大字下石崎 字柳町1126番7地先まで | 新 | 最大 22.0 最小 13.0 | 608.0 | |
| 県道 上吉影岩間線 | 西茨城郡岩間町大字泉 字古市2193番4地先から | 旧 | 最大 8.0 最小 5.5 | 193.4 | 同 上 |
| | 西茨城郡岩間町大字泉 字古市2227番1地先まで | 新 | 最大 14.0 最小 11.5 | 193.4 | |
| 県道 下入野水戸線 | 東茨城郡常澄村大字大場 字小山28番1地先から | 旧 | 最大 6.0 最小 5.0 | 1,149.0 | 同 上 |
| | 東茨城郡常澄村大字六反田 字道西1175番2地先まで | 新 | 最大 27.0 最小 14.0 | 1,149.0 | |
| 県道 羽鳥江戸線 | 東茨城郡美野里町大字江戸 字北浦550番地先から | 旧 | 最大 13.0 最小 6.0 | 1,097.0 | 同 上 |
| | 東茨城郡美野里町大字江戸 字東原910番1地先まで | 新 | 最大 25.0 最小 11.0 | 1,097.0 | |

| | | | | | |
|-----------------------------|---|--|--------------------|---------|-------------|
| 県道 土浦岩井線 | つくば市大字面野井字南 290番3から つくば市大字島名字熊ノ山 1466番1まで | 旧 | 最大 14.1 最小 7.1 | 480.0 | 改良工事による区域変更 |
| | つくば市大字島名字下長丁 1472番2から つくば市大字島名字関ノ台 329番2地先まで | 新 | 最大 14.1 最小 7.1 | 98.0 | |
| | つくば市大字面野井字南 290番3から つくば市大字島名字熊ノ山 1466番1まで | | 最大 30.8 最小 7.7 | 480.0 | |
| | 高萩市大字横川字石田 459番地先から | 旧 | 最大 16.5 最小 3.6 | 4,716.0 | |
| 高萩市大字横川字ユナカウス 1435番7地先まで | 新 | 最大 16.5 最小 3.6 最大 96.5 最小 5.8 | 4,716.0 4,200.0 | | |

茨城県告示第1064号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成元年9月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|------------|---|-----------|
| 県道 水戸茂木線 | 水戸市飯富町字稲荷戸5207番地先から 水戸市飯富町字大井内2711番地先まで | 平成元年9月14日 |
| 県道 大洗友部線 | 東茨城郡茨城町大字蕎麦原字山下703番1地先から 東茨城郡茨城町大字蕎麦原字神田778番1地先まで | 同 上 |
| 県道 笠間常陸太田線 | 東茨城郡常北町大字下古内192番1地先から 東茨城郡常北町大字下古内410番1地先まで | 同 上 |
| 一般国道 123号 | 東茨城郡桂村大字赤沢1111番1地先から 東茨城郡桂村大字上阿野沢825番地先まで | 同 上 |
| 一般国道 355号 | 西茨城郡岩間町大字下郷191番地先から 西茨城郡岩間町大字下郷50番地先まで | 同 上 |
| 県道 石岡常北線 | 東茨城郡美野里町大字納場字南道添476番1地先から 東茨城郡美野里町大字張星字張星156番1地先まで | 同 上 |

| | | |
|----------------|---|-----------|
| 県道 長岡大洗線 | 東茨城郡茨城町大字下石崎字石田386番1地先から 東茨城郡茨城町大字下石崎字柳町1126番7地先まで | 平成元年9月14日 |
| 県道 上吉影岩間線 | 西茨城郡岩間町大字泉字古市2193番4地先から 西茨城郡岩間町大字泉字古市2227番1地先まで | 同 上 |
| 県道 下入野水戸線 | 東茨城郡常澄村大字大場字小山28番1地先から 東茨城郡常澄村大字六反田字道西1175番2地先まで | 同 上 |
| 県道 羽鳥停車場江戸線 | 東茨城郡美野里町大字江戸字北浦550番地先から 東茨城郡美野里町大字江戸字東原910番1地先まで | 同 上 |
| 県道 土浦岩井線 | つくば市大字面野井字南290番3から つくば市大字島名字熊ノ山1466番1まで | 同 上 |

茨城県告示第1065号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、北中原土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 北中原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和60年7月29日から平成3年3月31日まで
- 3 施行地区 取手市大字井野字北中原及び字林跡並びに井野台二丁目の各一部
- 4 事務所の所在地 取手市大字寺田5139番地
- 5 設立認可の年月日 昭和60年7月29日
- 6 変更の主な内容
 - 事業施行期間の延長
 - 資金計画の変更
 - 定款の一部を次のように改正
第8条第2項中「理事1人」を「理事2人」に改める。
- 7 変更認可の年月日 平成元年9月14日

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第16号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成元年9月14日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草 野 眞 男

- 1 届出者の氏名又は名称
古 川 省 子
 - 2 届出者の住所
取手市井野団地3-19-106
 - 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社かわねや菅谷店
那珂郡那珂町菅谷4194
 - 4 開 店 日
平成2年2月1日
 - 5 店 舗 面 積
18㎡
 - 6 閉 店 時 刻
午後7時30分
 - 7 休 業 日 数
年間14日
 - 8 主として販売する物品の種類
医 薬 品
- ~~~~~

公 告

●消防設備士指定講習会の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく平成元年度消防設備士指定講習会を次のとおり実施する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

平成元年度消防設備士指定講習会実施要項

1 講習の目的

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく消防設備士に対する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を目的とする。

2 講習日時，会場及び受付期間

| 講習月日 | 講習会場 | 講習区分 | 受付期間 | 定員 |
|----------------------------------|--------------------------|------------|------------------------------|-------------|
| 平成元年10月20日(金) 9時30分から16時30分まで | 水戸市民会館大会議室 水戸市中央1-4-1 | 第1種 第5種 | 平成元年10月4日から 平成元年10月7日まで | 100人 50人 |
| 平成元年11月1日(水) 9時30分から16時30分まで | " | 第3種 | 平成元年10月23日から 平成元年10月25日まで | 150人 |
| 平成元年11月7日(火) 9時30分から16時30分まで | " | 第2種 第5種 | 平成元年10月30日から 平成元年11月1日まで | 25人 90人 |
| 平成元年11月22日(水) 9時30分から16時30分まで | " | 第3種 第4種 | 平成元年11月8日から 平成元年11月10日まで | 70人 25人 |
| 平成元年11月28日(火) 9時30分から16時30分まで | " | 第5種 | 平成元年11月13日から 平成元年11月15日まで | 140人 |
| 平成元年12月8日(金) 9時30分から16時30分まで | " | 第1種 第3種 | 平成元年11月29日から 平成元年12月2日まで | 110人 40人 |

3 講習の対象者

消防法第17条の7の規定に基づき消防設備士免状の交付を受けた者とする。

4 講習実施区分

「消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細則」（昭和49年7月1日消防庁告示第2

号)の第1に定める講習区分のうち第1種から第5種とする。

5 受講対象者

- (1) 第1種は、第1類、第2類の甲種消防設備士及び第1類、第2類の乙種消防設備士
- (2) 第2種は、第3類の甲種消防設備士及び第3類の乙種消防設備士
- (3) 第3種は、第4類の甲種消防設備士及び第4類の乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
- (4) 第4種は、第5類の甲種消防設備士及び第5類の乙種消防設備士
- (5) 第5種は、第6類の乙種消防設備士

6 講習科目時間

- (1) 消防用設備等関係法令に関する事項 (2.5時間)
 - イ 消防用設備等に関する規制の概要
 - ロ おおむね過去5年間における消防用設備等の技術上の基準の改正点
 - ハ 消防設備士の責務
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 (2時間)
 - イ 消防用設備等の工事又は整備に関する技術上の基準の要点
 - ロ 消防用設備等の点検要領
 - ハ 消防用設備等の維持管理に関する要点
- (3) 防火に関する他法令等に関する事項 (1時間)
 - イ 特異な火災例及びその問題点
 - ロ その他防火に関する事項
- (4) 効果測定 (20分)

7 講習資料の配布

講習会場において講習内容に基づいた消防関係法令テキストを配布する。

8 受講申込みの手続き

(1) 受講申請書の配布先

受講申請書は、茨城県総務部消防防災課及び各消防本部並びに消防本部未設置各町村にて配布する。

(2) 受講申込み方法

受講申込みは、茨城県総務部消防防災課に直接込むか郵送により行うものとする。

なお、郵送による場合は、受付締切日までの消印のあるものは有効とする。ただし、各会場とも定員になり次第締め切ります。

(3) 提出書類

ア 消防設備士受講申請書

イ 受講手数料 5,000円(茨城県収入証紙)

9 講習当日の受付と提出書類

- (1) 講習日の受付は、午前9時から9時30分までとする。
- (2) 当日の受付には、次の書類を提出すること。

ア 受 講 票

イ 消防設備士免状

10 講習修了の証明

講習を修了し、効果測定の結果所定の合格点を得た者には、修了証を交付するとともに消防設備士免状に講習修了済みの認印をし返戻する。

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営東中央地区土地改良事業（暗渠排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営東中央地区土地改良事業（暗渠排水）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 平成元年9月16日から平成元年10月5日まで
- 3 縦 覧 場 所 東村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営東中央地区土地改良事業（農業用排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営東中央地区土地改良事業（農業用排水）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 平成元年9月16日から平成元年10月5日まで
- 3 縦 覧 場 所 東村役場

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（湖沼調査）
- 3 作 業 期 間 平成元年10月18日から平成元年10月27日まで
- 4 作 業 地 域 霞ヶ浦（西浦）、土浦市、稲敷郡江戸崎町、美浦村、阿見町、桜川村、新

治郡出島村

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第3項において準用する第73条第1項の規定により建築協定を認可したので、同法第76条の3第3項において準用する第73条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申請人 愛知県豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 豊 田 章一郎
- 2 建築協定の名称 マイライプリーホームタウン建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積
北相馬郡守谷町松前台7丁目8番地 7,260.54平方メートル
- 4 建築協定の内容 守谷町役場において縦覧に供する。
- 5 認可年月日 平成元年9月5日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年9月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡神栖町大字知手字前野2876番15
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡神栖町奥野谷8576番地
有限会社 日吉産業
代表取締役 山 本 守

●昭和元年度宅地建物取引主任者資格試験の試験会場の追加

平成元年5月18日付けで公告した「宅地建物取引主任者資格試験」の中の「2 試験の場所」に「常磐大学 水戸市見和1丁目430番地1号」を追加する。

平成元年9月14日

財団法人不動産適正取引推進機構 大津留 温

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)